個人情報適正管理規程

１．　個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、営業部の職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。

２．　職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う１に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年１回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも５年に１回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

３．　取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係わる本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等の客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。
さらに、これに基づき、訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係わる取扱いについて、職業紹介責任者は、求職者等への周知に努めることとする。

４．　求職者等の個人情報に関して、当該情報に係わる本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は、誠意をもって適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係わる苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

株式会社日本ツーリスト